

輪島市監査公表第21号

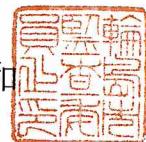
地方自治法第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査
(出資団体)

2 監査実施日及び監査対象団体

平成30年11月20日(火)

公益財団法人白米千枚田景勝保存協議会

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

平成30年度(平成29年度関連分含む)の事業運営が出資目的に沿って行われているか、また出納その他の事務の執行が適正に行われているかについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係書類等の提出を求め調査を行った。

5 監査の結果

事業運営については出資目的に沿って行われており、おおむね適正と認められる。執行時に一部について次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○白米千枚田の景観は耕作を継続しなければ保全できない。趣旨に賛同された市内外・県外のオーナー会員からの会費又は寄付金、レストハウスの指定管理料そして市の補助金等貴重な財源で保全に係る事業を実施している。今後も景観保持につなげ、能登観光の拠点として基盤を強化され活動を続けていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。